

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年11月4日

仙台法務局大河原支局 登記官 島 貫 悟

記

意見又は資料の提出先 仙台法務局民事行政部復興事業対策官又は大河原支局

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m ²)
3701-2025-6044	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山 7 - 1	墓地	1 1
3701-2025-6045	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山 7 - 2	墓地	3 8
3701-2025-6046	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山 7 - 3	墓地	2 9
3701-2025-6047	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山 7 - 4	原野	1 0 4
3701-2025-6048	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字八室 8 1	原野	2 6 2
3701-2025-6049	柴田郡村田町大字沼田字神原 1 1 7	墓地	3 7 4
3701-2025-6050	柴田郡村田町大字沼田字鹿沢 7 5	墓地	2 8 2